

規制の事前評価書

評価実施時期：平成 19 年 10 月 11 日

施策等名	気象業務法の一部を改正する法律案	担当課 (担当課長名)	気象庁 地震火山部管理課 (課長 鉢嶺 猛) 観測部計画課 (課長 佐々木秀行)
施策等の概要	<p>以下について、気象業務法を改正する。</p> <p>(地震動及び火山現象の予報及び警報) 近年における気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実に対応し、地震及び火山噴火による被害の軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁による発生した断層運動による地震動(以下「地震動」という。)及び火山現象の予報及び警報の実施</li> <li>・気象庁以外の者に対する地震動及び火山現象の予報業務の許可</li> <li>・気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限</li> </ul> <p>等所要の措置を講ずる。【気象業務法第 13 条、第 18 条及び第 23 条等】</p> <p>(電気事業者が行う気象観測) 電気事業者が行う気象観測のうち、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測以外について、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行わなければならない対象から除外する。 【気象業務法第 6 条】</p>		
施策等の目的	<p>(地震動及び火山現象の予報及び警報) 地震動及び火山現象の予想の情報の予報・警報化を図ることにより、国が責任をもって予報・警報を発表してこれらを確実に伝達するとともに、気象庁以外の者の警報の制限を行い、かつ、一定の技術基準のもとで気象庁以外の者による地震動及び火山現象の予報業務を許可することによって、情報の適切性を担保しつつ、個々の国民のニーズに即した地震及び火山現象に関するきめ細やかな情報提供を実現することで、地震災害及び火山災害の防止・軽減に寄与する。</p> <p>(電気事業者が行う気象観測) 我が国で行う気象観測について、国土交通省令で定める技術上の基準に従わなければならない対象を緩和することで電気事業者の負担を軽減する。</p>		
政策目標	4 水害等災害による被害の軽減		
施策目標	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
業績指標	59 地震発生から地震津波情報発表までの時間 (地震動及び火山現象の予報及び警報)		
業績指標の目標値(目標年次)	3.0 分未満(平成 23 年度) (地震動及び火山現象の予報及び警報)		
施策等の必要性	<p>(地震動及び火山現象の予報及び警報)</p> <p>近年、気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実にあって、地震の最初のわずかな揺れを地震計でとらえて震源や地震の規模をただちに推定し、ある地点における強い地震動が始まる時刻やその震度を予想したり、火山において地下のマグマの位置やその変化をとらえ、それが地表に噴出する前に噴火の予想をしたりすることが可能となってきた。</p> <p>しかし、これらの予想を防災情報として発表しても、一般社会において、それが生命・財産に関わる重要な情報であるとは必ずしも認識されない</p>		

め、防災に十分活かされる状況とはなっていない。( = 目標と現状のギャップ)

新たな予想の情報を作成して単に発表するだけでは、防災上の緊急性や重要性が容易には理解されずに、情報伝達が十分に行われなかったり、適切な行動がとられなかったりするためと考えられる。( = 原因分析)

一般に、防災対応に直結する重要な予想の情報とは、予報及び警報のことであると認識され、予報及び警報に応じて関係機関への伝達やとるべき防災対応、国民への周知等が実施されているところである。加えて、警報については国による一元的な提供等混乱防止の措置も担保されているところである。地震動及び火山現象の予想の情報についても、予報及び警報として発表することにより、防災に十分活かされるものと期待される。

しかし、地震動及び火山現象の予想についてこれまで技術的に困難であったことから、地震動及び火山現象は気象業務法において予報及び警報の対象から除外されており、予報及び警報として発表できるよう措置を講ずる必要がある。( = 課題の特定)

気象業務法を改正し、地震動及び火山現象を予報及び警報の対象とする。その上で、

- ・ 気象庁が、地震動及び火山現象の予報及び警報を行わなければならないこととし、当該予報及び警報実施の責任体制を明確にする。
- ・ 既存の警報と同様、地震動及び火山現象の警報についても、気象庁が関係機関に伝達しなければならないこととし、気象庁からの伝達を受けた関係機関は、伝達や国民への周知に努めなければならないこととする。これにより、当該警報の国民への提供体制を確立する。
- ・ 既存の予報と同様、気象庁以外の者が行う地震動及び火山現象の予報の業務についても許可の対象とし、これによりきめ細かなニーズに応じた予報が適切な予報業務事業者により国民に提供されるよう措置する。
- ・ 既存の警報と同様、気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報を制限し、複数の異なる内容の警報が発表されることによって適切な防災対応の判断ができなくなる等の社会的混乱を回避する。

ことを、気象業務法を改正することにより実現する。( = 施策の具体的内容)

( 電気事業者が行う気象観測 )

気象業務法では、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行わなければならない対象として、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測の他に、電気事業の運営に利用するための気象の観測も規定している。( = 目標と現状のギャップ)

法制定時において、電気事業者は水力発電ダムの水位・流量を把握するため、水源地の雨量を得るために気象観測を行っており、多くの観測施設を有していた。観測網が発達していなかった当時において、気象庁以外の政府機関、地方公共団体と並び、その観測成果を活用し、観測網を構築する必要があった。しかし、近年、アメダスや国土交通省や都道府県による観測の成果と気象レーダーの降水分布の観測成果を組み合わせることにより、全国を網羅した精密な雨量等の把握が可能となり、平成18年には1キロ四方の地域毎の雨量データが得られるようになった。( = 原因分析)

成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測に対し技術上の基準を課すことは、社会的な混乱を防止するために引き続き必要性は失われていない一方で、電気事業者による観測の成果に頼る割合は近年相当低くなっているにも関わらず電気事業の運営に利用するための気象の観測が国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行わなければならない対象とされていることは、電気事業者にとって

	<p>負担となっている。（＝課題の特定）</p> <p>電気事業者が行う気象観測について、国土交通省令で定める技術上の基準に従わなければならない対象を緩和し、政府機関及び地方公共団体以外の機関と同様に、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測のみについて、国土交通省令で定める技術上の基準を課すこととする。（＝施策の具体的内容）</p>
社会的ニーズ	<p>（地震動及び火山現象の予報及び警報）</p> <p>日本は世界有数の地震・火山国であり、近年も大規模な地震、あるいは火山噴火による災害が発生している。このような地震や火山噴火による災害が発生する前に提供される予報や警報は、国民の生命、財産の被害を軽減する観点から必要とされている。</p> <p>（電気事業者が行う気象観測）</p> <p>気象の観測の分野においても、事業者の負担軽減を求める規制改革要望が、日本経済団体連合会から寄せられている。</p>
行政の関与	<p>（地震動及び火山現象の予報及び警報）</p> <p>強い地震動や火山現象に関する予想は、住民の生命、財産にかかわる重要な防災情報であり、行政の関与が必要となる。</p> <p>（電気事業者が行う気象観測）</p> <p>観測技術の進歩等社会情勢の変化に応じて、不必要となった規制は行政の責任において緩和する必要がある。一方で、成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測に対し技術上の基準を課すことは、社会的な混乱を防止するためであり、引き続き、行政の関与が必要である。</p>
国の関与	<p>（地震動及び火山現象の予報及び警報）</p> <p>地震災害は全国どこでも起こりうるものであり、かつ大規模な地震や火山噴火が発生すればその被災領域は広範囲の地域に及ぶ。このような住民の生命、財産にかかわる重要な防災情報は、国の関与が必要となる。</p> <p>（電気事業者が行う気象観測）</p> <p>当該規制は法律によって定められていることから、国が法改正を行い当該規制を緩和する必要がある。一方で、技術上の基準が異なる気象観測データの発表又は災害の防止への利用は、災害時の対応における社会的混乱等を招く恐れがあり、その流通や影響は広範囲な地域に及ぶことから、引き続き、国が責任をもって全国一律の技術上の基準設定を行う必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>（地震動及び火山現象の予報及び警報）</p> <p>今回の法律改正によって、新たに地震動又は火山現象の予報業務許可を受けるためには気象庁の示す技術基準を満たす必要があり、事業者によっては、技術基準を満たすためのプログラム改修費用（数十～数千万円程度）等が生じる場合がある。また申請時に、新たに登録免許税（9万円）が必要となる。これらは事業者への新たな負担となる。</p> <p>なお、情報提供に係る装置等の整備は、本規制の有無によらず、気象庁が発表する地震動又は火山現象の予報及び警報を単に中継して国民に提供する際にも必要な費用であり、本規制による費用の増加はない。（遵守費用）</p> <p>気象庁においては、当該規制の実効性を担保するために、事業者に対する予報業務許可の審査基準等の作成及び改訂、事業者への立ち入り検査及び調査等を実施するために、所要の措置を講ずる必要がある。これらに要する費用は年間数百～数千万円程度と見積もられる。（行政費用）</p> <p>この他、地震動又は火山現象の予報をテレビ・ラジオ等ではなく事業者から直接提供されることを希望する人々は、受信のための機器（数万～数十万円）を新たに購入し、受信態勢を整える必要が生じるが、これらの費用は本規制の有無によらず、地震動又は火山現象の予報及び警報をテレビ・ラジオ</p>

等ではなく事業者から直接受信する場合に必要な費用であり、本規制による費用の増加はない。(その他の社会的費用)

一方、今回の法律改正は、事業者が行う予報内容について最低限の技術基準を保証することとなり、情報の適切性を担保しつつ、個々の国民のニーズに即した地震動及び火山現象に関するきめ細やかな情報提供が実現できる。

何も規制を行わない場合、情報の適切性が担保されず誤った情報による社会的混乱が生じる恐れがあり、また地震や火山噴火による災害が発生した場合に情報に対する信頼性の欠如から適切な防災活動等が行われぬ恐れがある。本規制によってこうした社会的混乱を防止できるとともに、情報の信頼性を担保することができる。(規制の便益)

こうしたことから、規制の導入にともなう様々な費用が想定されるものの、本規制は国民の生命・財産の被害を軽減する情報の適切性を担保し、地震や火山噴火による災害発生時に社会的混乱を防止するために必要であり、規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きいと判断される。(費用と便益の関係)

代替案として、地震動及び火山現象の予報業務をすべて規制(禁止)した場合について分析する。

予報業務を禁止する場合、遵守費用及び行政費用は生じない。その他の社会的費用については、予報業務の全面禁止により民間の力も活用し、今後の技術向上も取り入れつつ効率的に国民に対するきめ細かい情報提供ができなくなるといった便益の減少が生じる。(規制の費用)

社会的混乱を防止できるとともに、情報の信頼性は担保される。(規制の便益)

以上より、社会的混乱を防止しつつ、情報の信頼性が担保される点は本案と代替案で同じであるが、民間の力も活用し国民に対するきめ細かい情報提供をすることができる点で、本案の方が代替案より費用が少なく優れているといえる。(本案と代替案との比較)

#### (電気事業者が行う気象観測)

電気事業者が行う気象観測について、最も観測点が多い雨量観測を例として以下のとおり分析した。本分析においては、電気事業者の遵守費用の減少が規制緩和による便益に、一般社会が従来受けていた便益の減少が規制緩和による費用にそれぞれ置き換えられる。

・規制緩和対象となっている観測所は、主にダム管理のための雨量観測所であり、気象庁が行う全国を網羅した精密な雨量等の把握において電気事業者による観測の成果に頼る割合は近年相当低くなっているため、国土交通省令で定める技術上の基準に従わないこととしても社会的な負の影響はほとんどない。(規制の緩和による費用)

・雨量計1台あたり5年に1度、観測精度の維持のために検定受験料やオーバーホール等で30万円～40万円の費用負担が生じている。しかし、今回の規制緩和により観測成果を発表しない観測や災害防止に利用しない観測は国土交通省令で定める技術上の基準に従う必要は無くなる。その対象となる観測所数は届出の目的や内容から推測すると250箇所程度と見積られ、7,500万円～1億円(1年につき1,500～2,000万円)の遵守費用が削減される。(規制の緩和による便益)

こうしたことから、規制緩和によって得られる便益が、規制緩和による費用より明らかに大きい。(費用と便益の関係)

代替案として、気象業務法第6条に定める規制をすべて廃止した場合につ

	<p>いて分析する。</p> <p>成果を発表するための気象の観測又は成果を災害の防止に利用するための気象の観測は、正確な観測データの流通が必須であり、規制の廃止により誤った観測データが流通し、社会的な混乱等を招くおそれがある。気象観測データ全般に対する信頼性を損ねることによる社会的悪影響は図り知れない。</p> <p>(規制の廃止による費用)</p> <p>国土交通省令で定める技術上の基準を満たすために電気事業者が必要な費用が削減される。(規制の廃止による便益)</p> <p>このように、本案については費用がほとんど生じないのに対し、代替案では多大な費用(一般社会が従来受けていた便益の減少)が生じることから、本案の方が代替案に比して明らかに優れているといえる。(本案と代替案との比較)</p>
<p>施策等の有効性</p>	<p>(地震動及び火山現象の予報及び警報)</p> <p>地震動及び火山現象に関する予想の情報の予報・警報への位置づけを行うことにより、伝達経路の明確化、混乱回避や信頼性の担保が可能となる。また、特に地震動の予報及び警報はわずかな時間で自動処理にて発表するものであるため、水害等災害による被害の軽減という目標又は地震発生から地震津波情報発表までの時間短縮が実現され、地震及び火山噴火による被害の軽減が実現する。</p> <p>(電気事業者が行う気象観測)</p> <p>規制の緩和により、電気事業者の負担軽減が図られる。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>気象業務法の一部を改正する法律案附則第5条において、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定している。</p> <p>(地震動及び火山現象の予報及び警報)</p> <p>地震及び火山現象に関する観測成果を防災に活かす観点から、地震動の予想の情報である緊急地震速報については、中央防災会議(平成19年6月開催)において、平成19年10月1日から提供を開始することとされたところである。また、火山情報についても、平成19年度以降、その内容を充実することとされている。</p> <p>平成22年度に政策レビュー「緊急地震速報の利用の拡大」において事後検証を実施。</p> <p>(電気事業者が行う気象観測)</p> <p>気象庁の規制緩和対応については、中央省庁等改革基本法第22条第10号において、「気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。」と規定されており、気象測器検定に関するもの以外については、気象審議会第21号答申「21世紀における気象業務のあり方について」(平成12年7月)における指摘を踏まえ、以下のように措置を講ずることとしてしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務を行う民間事業者に対する規制の緩和について</li> </ul> <p>気象庁以外の者が行う気象観測の技術基準適合義務等の気象業務法施行規則(省令)で定めている技術上の基準の内容及び観測施設の届出事務手続きについて、基準に従うべき観測種目の最小限化、手続きの簡素化等の措置を講じるべく検討を進める。</p> <p>気象測器の検定期間(5年)に鑑み、規制緩和を実施した5年後(平成24年度)に、電気事業者を対象にアンケート調査などを実施し、事後検証を行なう。</p>